

介護保険特定入所者介護サービス費等の負担限度額認定申請案内

【申請に必要なもの】

1. 申請書（裏面の同意書にも記入してください）
2. 預金通帳等の写し

【預貯金等に関する申告欄について】

- ・「預貯金額」には、預貯金額の合計を記入してください。
また、通帳（金融機関名、店舗名、口座名、口座名義人、申請日の直近2ヶ月以内の残高及び定期貯金額その他申告内容の証拠となる箇所が確認できる部分）の写しを添付してください。
- ・「有価証券(評価概算額)」には、株式、国債、地方債、社債などの金額を記入し、証券会社や銀行の口座残高の写しを添付してください。
- ・「その他」には、（ ）内に借入金、住宅ローン、金、銀、投資信託の評価額、現金等の内容とその下の段に該当する金額（負債はマイナスで計上）を記入してください。
また、借入金、住宅ローンの場合は借用証書の写しを、金、銀、投資信託の評価額の場合は証拠書類を添付してください。

※ 配偶者がいる方は、夫婦2人分の金額の記入と添付書類が必要です。

※ 生活保護を受けている方は、申請書のみ提出してください。

【提出先】

申請書（同意書）に記入のうえ、通帳の写し等の必要書類を添付して案内に同封しました返信用封筒でお送りください。

ご質問等がありましたら、市役所長寿介護課へお問合せください。

注意事項

虚偽の申告により不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。